

生活保護費減額 原告が一転敗訴

大阪、初の高裁判決

国が2013と15年、生活保護基準額を引き下げた改定について、全国各地の受給者が「生存権を保障した憲法25条に違反する」などとして減額決定の取り消しを求めている訴訟で、初の控訴審判決が14日、大阪高裁であった。山田明裁判長は、減額を違法とした一審・大阪地裁判決を取り消し、原告側の請求を退ける逆転判断を示した。

原告側弁護団によると、同種訴訟は全国29地裁で起こされ、原告は計約9000人。これまで19件の地裁判決では、10件が請求棄却、

9件が減額決定の取り消しと判断が分かれている。基準額の見直しは5年に一度あり、国は13と15年、食費や光熱費など日常の生活費にあたる生活扶助基準額を最大10%引き下げた。

一連の訴訟では、リーマン・ショックが起きた08と11年の物価下落率を踏まえてデフレ調整などをした判断が厚生労働相の裁量権の範囲が主に争われている。

高裁判決は、リーマン・ショック後も基準額が減額されず「生活保護受給世帯の可処分所得は、一般世帯より相対的に増えていた」と指摘。物価を指標としてデフレ調整した判断には合理性があり、手続きにも過誤や欠落はないとした。21年2月の一審判決は、

原油価格などが高騰した08年を起点にした算定を違法としたが、高裁判決は、どの時期を起点に改定するかは政策判断だと指摘。受給者らが苦痛を感じているこ

とは理解できるが「国民の多くが感じた苦痛と同質だ」とし、厚生相の判断に裁量権の逸脱や乱用は認められないと結論づけた。原告の一人で大阪市大正

区の新垣敏夫さん(88)は判決後の記者会見で「怒りと悔しさを感じる。不利益を金否定され、ショックを受けている」と話した。

(森下裕介)